第１回金融サービスを悪用したマネー・ローンダリングへの対策に関する懇談会

１　日時

令和７年９月18日（木）午後３時15分から午後５時15分まで

２　場所

警察庁第１会議室

３　有識者委員

金子　正志　　弁護士
川出　敏裕　　東京大学大学院法学政治学研究科教授
佐古　和恵　　早稲田大学理工学術院教授
中里　和義　　一般社団法人全国銀行協会コンプライアンス部長
野口　貴公美　一橋大学大学院法学研究科教授
橋爪　隆　　東京大学大学院法学政治学研究科教授
米山　眞梨子　公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会常務理事

４　警察庁出席者

大濱　健志　　刑事局組織犯罪対策部長
松田　哲也　　長官官房審議官（刑事局・犯罪収益対策担当）
鎌谷　陽之　　刑事局組織犯罪対策部組織犯罪対策第一課長

５　関係省庁

法務省刑事局公安課
金融庁総合政策局リスク分析総括課

６　議事概要

⑴　刑事局組織犯罪対策部長挨拶

大濱刑事局組織犯罪対策部長から、開会の挨拶があった。

⑵　座長選出

川出委員が座長に選出された。

⑶　事務局からの説明

事務局から資料に基づいて説明があった。

⑷　自由討議

主として今後のマネー・ローンダリング対策として検討すべき事項について議論がなされた。有識者委員からの主な意見は以下のとおり。

ア　口座譲渡等の罰則の在り方

○　法定刑の引上げをするためには、当該罰則が当該行為の当罰性や法益侵害性と均衡を保っていることが必要であり、平成 23 年の改正以降、当該行為の当罰性や法益侵害性等について変化があったといった立法事実を示すことが重要である。銀行口座等は名義人自身のみが利用する

ことが想定されており、これを第三者に譲渡する行為は、銀行口座等の適切な利用を侵害する行為と評価できる。また、当該行為の当罰性の評価に際しては、他人名義の口座を利用することで特殊詐欺やマネー・ローンダリングなどの重大犯罪が行われているという実態を十分に評価する必要があり、特殊詐欺等の前提行為という観点からも、いわば財産犯罪の予備的な行為としての当罰性、法益侵害性を有するところに着目すべきである。このような法益の重要性や重大性に鑑みると、法定刑の引上げにも十分な理由がある。その上で、具体的にどの程度引き上げるべきかについては、関連する犯罪類型の罰則等を参照しながら、具体的に検討することが有益である。

○　罰則は、いわば当該犯罪の重大性に関する立法者の評価を反映するものであり、その引上げには、当該犯罪が重大犯罪と評価されていることを端的に表明する効果がある。そのような意味において、罰則の引上げは、捜査機関においても従来よりも更なる厳格な対応を迫るものといえるため、実務的な意義も大きい。

○　近年の犯収法違反の起訴猶予率（起訴人員及び起訴猶予人員の合計に占める起訴猶予人員の比率をいう。）は６割ほどであり、起訴された場合でも、そのうち８割５分が略式命令による罰金で処理されている。法定刑を引き上げることには、こうした実務の運用を変化させ、抑止力を向上させるという意味もあるのでないか。

○　本人確認の徹底や口座開設審査の厳格化によって不正利用目的での口座開設防止を図っているが、口座売買が犯罪であるとの社会的認知度は低く、正規に開設された口座の違法譲渡による不正利用が抑止できていない。厳罰化と併せて広報を強化する必要がある。

○　行政法では、まずは、各種行政措置を行う権限を行政機関に与えた上で、それが守られなかった場合の制裁として罰則が設けられることが多い。この際、法定刑の引上げと併せて犯収法における特定事業者に対する規制の在り方等についても検討するべきではないか。

○　罰則による抑止効果が十分でないのであれば罰則の強化を考えることは当然にあり得る。ただし、罰則を強化すべき理由（立法事実）があるといえるか、強化の程度については、慎重に検討する必要がある。

○　一般人の感覚として、現行の法定刑がかなり軽いように感じる。厳罰化をしてほしいというのが一般的な意見だろう。

イ　有償で他人に財産を移転させる行為への対応

○　送金バイトを利用する行為は、実質的には他人名義の銀行口座等を不適切に利用する行為であり、犯収法第 28 条に該当する行為と実質的には同価値の行為といえるところ、同条の構成要件該当性を認めて処罰対象にすることは困難である。その意味では、当該行為は、まさに同条の脱法的行為といえるのであり、同条の実効性を担保するという観点からも、このような脱法行為を処罰する規定を設けることの必要性が高い。

○　このような送金バイトで多額の報酬を得ることは通常あり得ないことであるため、送金バイトを反復累行する者の中には、特殊詐欺等の犯罪に加担していることについて、少なくとも未必的認識があり、これらの犯罪の共犯として処罰できる者も含まれていると思われる。しかしながら、送金バイトに従事する者全てについて、その主観面を立証することは容易ではない。その意味でも、詐欺等の共犯という観点だけではなく、独自の構成要件を創設することで、送金バイトのような行為は正当な理由がない限り犯罪に該当することを明らかにすることには実務的にも意義が大きい。

○　現行の犯収法第 28 条は適用困難であることを考えると、解釈問題とするより新たに規定を置くべき。「正当な理由」で処罰対象行為を明確にする方針にも賛成である。

○　送金バイトを罰則の対象とするに当たっては、例えば、暗号資産という新たな金融サービスについて利用の方法等がわからない者を装って、その送付の代行を安価なバイト料で依頼するような場合もあり得ることから、こうした場合にどのような救済が可能か検討すべき。

○　口座番号を第三者に提供しても不正利用ができないようにする観点から、暗号技術を活用し、現状のように誰でも口座番号さえ知っていれば振込みができるというのではなくて、同一の口座であっても振込者ごとに異なる口座番号の仕組みを作ることによって、正常な活動は許容しつつも、本人の知らないところで入金がされてしまうという事態は防げるのではないか。

○　送金バイト行為は、正規口座の正常取引に紛れ込む、外形的には正常な取引に見える行為であり、モニタリング時の検知シナリオの精緻化、高度化を図っても、その検知は容易でない。犯罪化は抑止に非常に有効であるが、犯罪である旨の周知も併せて行うことが必要。

○　送金バイト行為は、犯罪となる時点が比較的不明確になると想定され、実際に取り締まれるかという点は気になる。

○　被害に遭わないためには啓発活動が重要だが、啓発のみでは防げないケースも多いので、罰則創設も是非実現してほしい。

○　送金バイトを利用する行為は犯収法第 28 条の脱法行為にほかならないという点を捉えて、新たな罰則の構成要件を組み立てることができるのではないか。送金バイトを利用する行為は同条にいう「なりすまし」ではないが、自らの氏名等を秘匿したままで、最終的に自己の管理する口座に財産を移転させている点で、広い意味では「なりすまし」といえる。そのことを含む目的規定を置くことにより、当罰性のない代理行為を処罰対象から除くことも可能になるのではないか。

ウ　「架空名義口座」を利用した新たな措置について

○　架空名義口座を譲渡する行為の目的が、預貯金口座の犯罪利用の防止にあるのであれば、それ

は行政警察活動と位置付けられる。他方で、架空名義口座を警察から譲り受けた者を、犯収法第28 条違反で検挙することや、その口座を利用した特殊詐欺等で検挙することも想定しているのであれば、それは捜査としての性格も有しているといえる。

○　犯収法第28条１項の譲り受ける行為と同条２項の譲り渡す行為は必要的共犯とされていないことから、警察による譲渡しを正当化した上で、犯罪グループによる譲受けについて別途処罰することも可能であると考える。

○　純粋な行政活動と行政警察的な活動とは、目的の捉え方によって異なる。犯罪グループに財産が渡らないように止めることは純粋な行政作用ではなく、行政法の分野のうち行政警察的な活動となるといえるのではないか。

○　せっかくこのような制度を作るのであれば、この制度をうまく利用して上位者を突き止めるための捜査をしてほしい。例えば、薬物事案のＣＤのように、架空名義口座でも泳がせることはできないだろうか。

○　行政的な措置の中で得られた情報を捜査の中で用いる場合には、その情報の適切な取扱いが重要である。

○　相当性の観点についていえば、架空名義口座が新たな犯罪を誘発するということにはならないと思う。

○　何か新しい仕組みを導入する際にのみ比例原則が問題になるわけではなく、比例原則は、むしろ、様々な措置を行政が執り得る場合に選択の問題として現れるものともいえる。口座の売買を防止するという目的だけではなく、架空名義口座をゆくゆくは犯人が買うということを考えれば、このような手法が過度ではないか、比例原則の議論は慎重にする必要がある。

○　警察が架空名義口座を譲渡する行為について刑法第35条により違法性が阻却されるかどうかは、犯意誘発の有無や新たな被害が発生するかといった観点も含めて判断する必要がある。

○　架空名義口座については、例えば犯収法上の本人確認や疑わしい取引の届出など、金融機関の各種法令への対応や実務上の取扱いなど、整理すべき課題がある。

○　架空名義口座によって一般消費者に何か実害が生じるということはないので良いと思う。

○　架空名義口座への振込人が特殊詐欺等の被害者であれば、その者に財産を返還することに異論はないだろうが、振込人が誰なのかが判明せず、振り込まれた財産の由来が判明しない場合に、それをどう扱うかが問題となってくる。

○　入金者に返還することとした上で、どこにも返還する先がなかったら、広く犯罪の防止や犯罪

の被害回復に充てられるようなものをやっていくことはあり得るだろう。

○　残余財産の分配のような事務については、破産管財人の制度が参考となるであろう。例えば、犯罪グループに属する者が架空名義口座に入金したような場合、不法原因給付に当たるとして警察が返還を拒否し、裁判で受けて立つという制度はあり得る。

○　入金者が犯罪グループであったとしても、犯罪とは無関係な正当な資金が預けられることがあるなど、架空名義口座に係る預金債権の原因関係が解明できない場合の資金の取扱いが難しい。

○　一般的に行政が債権を持つとその管理に多大なコストが掛かることから、債権管理ではない財産の処理方法を考えると良いのではないか。行政の債権管理にかかるコストを軽減させる観点から、一定期間申出を受け付けて、その期間を徒過した場合には債権を消滅させるというスキームもあり得る。

○　現状の様々なサービスでは、事業者等が善良であることを前提に、行政が必要な個人の情報を事業者等を通じて収集しているが、個人情報を保護する観点からは、事業者等の中間者へは暗号化された情報を送り、事業者等が暗号化された情報を行政に送信し、行政が復号するといった取組にすべきではないか。

○　暗号資産やステーブルコインも措置の対象に含めるのであれば、振込人が判明しない場合があることに留意が必要。

○　制度設計に当たっては、協力する金融機関が法令違反や訴訟リスクにさらされることのないよう法的な立場が安定するよう配慮いただきたい。また、金融実務やシステムにも十分配慮して検討いただきたい。

○　架空名義口座が供給されると、犯罪グループは譲り受ける際に、より多くの個人情報を要求してくることが考えられる。犯罪グループにこのような動きがあったとしても、架空名義口座と看破されない手立てが必要。

○　本措置の運用開始後、被害者に返還していく点について、犯罪グループが逆手に取り、「あなたが返還の対象です」といった詐欺のメールを送るといったことも想定される。

○　たまたま犯人が架空名義口座を使っていたことで救済を受けた被害者が、救済を受けない被害者等に逆恨みされて危険な目に合わないよう配慮する必要がある。

以　上